

市民公益活動を始めませんか? 補助金をご活用ください!!

～あなたのアイデアを実現しませんか?～

入門部門	チャレンジ部門
★限度額 5万円	★限度額 10万円
★補助率 5分の4	★補助率 3分の2
<u>団体の設立を応援!</u>	<u>事業の実施を応援!</u>

提案型	自立促進部門	テーマ型
★限度額 30万円	★限度額 30万円	★限度額 30万円
★補助率 2分の1	★補助率 3分の2	★補助率 3分の2
<u>事業の自立を応援!</u>		<u>提示されたテーマに促した事業を応援!</u>

<テーマ型事業募集中!>

あなたにぴったりの活動があるはず…。

エコ

- ・環境美化
- ・地域の清掃
- ・リサイクル



令和3年度 活動テーマ

- ・清掃活動
- ・学習支援
- ・若者の居場所づくり

おしえる

- ・スポーツ
- ・園芸
- ・ゲーム
- ・料理
- ・手話、点字



てつどう

- ・買い物代行
- ・子育て支援
- ・送迎



Withコロナ

- ・リモートでできる
コミュニティ支援
策の提案など

ふれあう

- ・高齢者、障がい者、児童との
ふれあい（施設、自宅への訪問等）
- ・公演、行事などへの参画

補助金を申請できる団体及び対象事業について

1. 補助金を申請できる団体

- (1) 継続して1年以上市民公益活動に取り組む団体
継続した事業展開が可能な団体と認められれば、1年以上の活動歴を要しません。
- (2) 代表者を含め3人以上の役員がいる団体
- (3) 事務所を市内に有する団体
- (4) 入門部門については、上記の団体を立ち上げようとしているもの

2. 補助金交付の対象となる事業

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施する市民公益活動です。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助等を重複して受ける事業は除きます。

また、文化会館利用料（施設等の使用料、人件費を含む）が5万円を超えるものはこの補助金の対象になりません。公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の文化の花咲かそ補助金を活用してください。

★市民公益活動とは！？

より良いまちにするために、営利を目的とせず市民が不特定多数の市民のために自ら取り組む活動です。

補助基準額について

入門部門

- ★市民公益活動をめざし、団体の設立をしようとするもの。
- ★補助率 5分の4
- ★補助金の限度額 5万円
- ★応募上位5事業まで優先採択
- ★団体の立ち上げに向けた研究、研修費も対象とできます。

チャレンジ部門

- ★総事業費が30万円未満の事業で、同一の団体が過去にこの補助金の交付を受けていない事業（入門部門を除く）。
- ★補助率 3分の2
- ★補助金の限度額 10万円
- ★応募上位5事業まで優先採択

自立促進部門

提案型

- ★総事業費の上限はありません
- ★補助率 2分の1
- ★補助金の限度額 30万円
（複数年の繰り返し事業はスライド減額あり）

テーマ型

- ★総事業費の上限はありません
- ★補助率 3分の2
- ★補助金の限度額 30万円
（複数年の繰り返し事業はスライド減額あり）
- ★選考の結果上位1事業が採択されます

※詳しくは別紙「応募の手引き」をご覧ください

★★テーマ型補助金をご活用ください!★★

平成 30 年度(2018 年度)から自立促進部門が提案型とテーマ型とに分かれ、従来の自立促進部門での補助は提案型でそのままに、新たにアンケートから選出された活動テーマに即して実施する事業を補助するテーマ型が新設されています。

今年度の活動テーマ

・清掃活動

(市内各地で清掃活動を行い、また市民の清掃意識の向上を図る事業)

・学習支援

(市内の小中学生・高校生の学習支援を行い、家庭教育のサポートをする事業)

・若者の居場所づくり

(若者が交流できる環境をつくり、活性化を図る事業)



●申請方法●

詳細は別紙の「[応募の手引き](#)」をご覧ください、「[応募の手引き](#)」は下記の大阪狭山市の各公共施設の窓口や、市のホームページからもダウンロードできます

- ・市民活動支援センター
- ・コミュニティセンター
- ・図書館
- ・社会福祉協議会
- ・社会教育センター
- ・公民館

●申請期間●

令和3年2月10日(水)～3月12日(金)まで

●申請先●

〒589-8501 狭山1-2384-1 大阪狭山市役所(2階)

市民生活部 市民協働推進グループ TEL 072-366-0011



補助金申請から報告までの流れ

申請受付

- 期間：令和3年2月10日(水)～3月12日(金)
- 場所：大阪狭山市役所（2階） 市民協働推進グループ

書類審査と 申請書類の公開

- 大阪狭山市市民公益活動促進委員会の評価部会による書類審査
- 申請書類の公開
令和3年4月1日(木)～4月22日(木)まで



公開プレゼンテーション 公 開 審 査 事 業 報 告

- 公開プレゼンテーション
日時：令和3年4月18日(日) 午前9:30(発表者集合)
場所：市役所南館2階・講堂
※令和2年度の市民公益活動促進補助事業の実施団体は併せて、事業報告を行います。
※応募者には事業のプレゼンテーションをしていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、公開プレゼンテーションの開催を変更、または中止・延期する場合があります。

決定通知及び結果公表

- 令和3年5月末日までに
補助金交付の可否の通知と審査結果の公表
- 事業の実施
- 期中評価（事業視察）の実施

実績報告

- 事業完了後、30日以内の実績報告書の提出



申請期間は窓口で相談を受け付けています
お気軽にお問合せください！

- 大阪狭山市市民生活部市民協働推進グループ

TEL 072-366-0011 メール：shimin-kyodo@city.osakasayama.osaka.jp

- 大阪狭山市市民活動支援センター

TEL 072-366-4664 メール：simin025@yacht.ocn.ne.jp